

平成28年度

担い手3法に関するアンケート調査結果

平成28年8月

(一社)全国土木施工管理技士会連合会

## 目 次

担い手3法に関するアンケート調査結果について ……………	P. 1
(調査の目的・内容・期間・対象・回収状況・集計方法)	
アンケート調査結果の概要 ……………	P. 2～P. 3
問 2. 建設業法上の許可種別等について ……………	P. 4
問 3. 発注機関ごとの取り組みに対する評価について ……………	P. 5
問 3-1 改善が進んでいる項目 ……………	P. 6
問 3-1 具体的に改善された内容 (国の場合) ……………	P. 7～P. 8
問 3-1 具体的に改善された内容 (県の場合) ……………	P. 9
問 3-1 具体的に改善された内容 (市町村の場合) ……………	P. 10
問 3-2 以前より悪くなっている項目 ……………	P. 11
問 3-2 具体的に悪くなった内容 (国の場合) ……………	P. 12
問 3-2 具体的に悪くなった内容 (県の場合) ……………	P. 12
問 3-2 具体的に悪くなった内容 (市町村の場合) ……………	P. 13
問 4. 担い手の確保・育成に関する取り組み ……………	P. 14
問 4. ご意見・ご要望 ……………	P. 15～P. 17
問 5. 維持工事・修繕工事等の受注実績について ……………	P. 18
問 5-1 工事の発注機関について ……………	P. 19
問 5-2 受注件数の多い工事について ……………	P. 20
問 5-3 工事内容について ……………	P. 21
問 5-4 施工方法や施工数量の明示について ……………	P. 22
問 5-5 技術研修会・講習会等への参加について ……………	P. 23
【別添】 平成28年「担い手3法」に関するアンケート調査票 資料 P. 1～6	

# 担い手3法に関するアンケート調査結果について

平成 28 年 8 月

(一社) 全国土木施工管理技士会連合会

## 1. 調査の目的

「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の担い手3法が、2014年6月に改正され、工事の担い手確保、発注者責任の明確化、維持更新時代に対応した体制等の実現を図ることとなっています。そこで、この「担い手3法」改正の効果を継続的に調査・評価し、調査結果を以って、今後の技士会活動の基礎資料とするものです。

## 2. 調査の内容

調査の主たる内容は、「改正法及び運用方針の趣旨を踏まえ、各発注者において適切な対応がなされているか」であり、各県等における受注者から見た改正の効果・評価について調査しています。

【別添】 平成 28 年「担い手3法」に関するアンケート調査票

## 3. 調査期間：平成 28 年 6 月 1 日（水）～平成 28 年 6 月 30 日（木）

## 4. 調査対象：各県等技士会 50（47）×選定企業 3 社＝150 社（141 社）

※（ ）が今回、依頼した選定企業数

※会員企業の選定については、各県等技士会に一任しています。

## 5. 回収状況：会員企業 計 102 社／141 社（回収率 72.3%）

※なお、設問毎に未記入があるため、回答者数と各設問の数は一致していません。

## 6. 集計方法：対象企業からの回答を単純集計

※集計結果の割合については、端数処理の関係上、合計値が 100%にならない場合があります。

## 【アンケート調査結果の概要】

※詳細については、**資料:アンケート調査結果(集計)**を参照のこと。

問 1. 対象企業の所在地について

- ・ほぼ全国的に網羅している。

問 2. 対象企業の建設業法上の許可種別等について

- ・都道府県知事許可で特定建設業が最も多く、次に大臣許可で特定建設業となっている。

問 3. 担い手 3 法の中でも特に品確法第 7 条（発注者の責務）における発注者の取り組みに対する評価について

- ・国においては、「改善が進んでいる」が約 55%と最も多く、これまで様々な施策が実施されてきていることが、評価されていると思われる。
- ・県と市町村においては、「以前と変わらない」が最も多く、まだ取り組みが浸透されていないものと思われる。

問 3 - 1 「改善が進んでいる」と回答した方に、どのような項目で進んでいますかに対して

- ・国と県においては、「予定価格の適正な設定」と「適切な設計変更」が高い評価を得ている。
- ・市町村においては、「ダンピング受注の防止」が最も多く、次に「予定価格の適正な設定」となっている。

問 3 - 2 「以前より悪くなっている」と回答した方に、どのような項目で悪くなっていますかに対して（※回答数は少ない）

- ・国においては、「適切な設計変更」が最も多く、次に「提出書類の簡素化」となっている。
- ・県と市町村においては、「適切な設計変更」が最も多くなっている。

問 4. 担い手の確保・育成に関する取り組みとして、どんな事柄が重要と思われますか

- ・「技術者の地位向上（資格評価や賃金アップ等）」が最も多く、次に「安定的・持続的な建設事業量の中長期的な見通しの確保」そして、「建設業における休日の拡大」となっている。

問5. 維持管理について、今まで受注した工事もしくは、パトロール等の実績はありますか

- ・今回の対象企業においては、ほとんどが「ある」と答えている。

問5-1 「ある」と回答した方に、その工事の発注機関はどこか。

- ・「国」と答えた方が69%と最も多く、次に「県」22.6%、「市町村」8.4%となっている。

問5-2 「貴社での受注件数の最も多い工事」は

- ・国、県、市町村とも、道路工事が最も多い。

問5-3 「問5-2」で回答された工事の内容について

- ・国と県においては、「パトロールや点検に加え工事も行っている」が最も多い。
- ・市町村においては、「工事のみを行っている」が最も多い。

問5-4 「問5-3」で回答された工事の発注図書に、施工方法や施工数量が明示されていますか

- ・国と県においては、「十分明示されている」と「明示されているが不十分」がほぼ同率となっている。
- ・市町村においては、「明示されているが不十分」が最も多い。

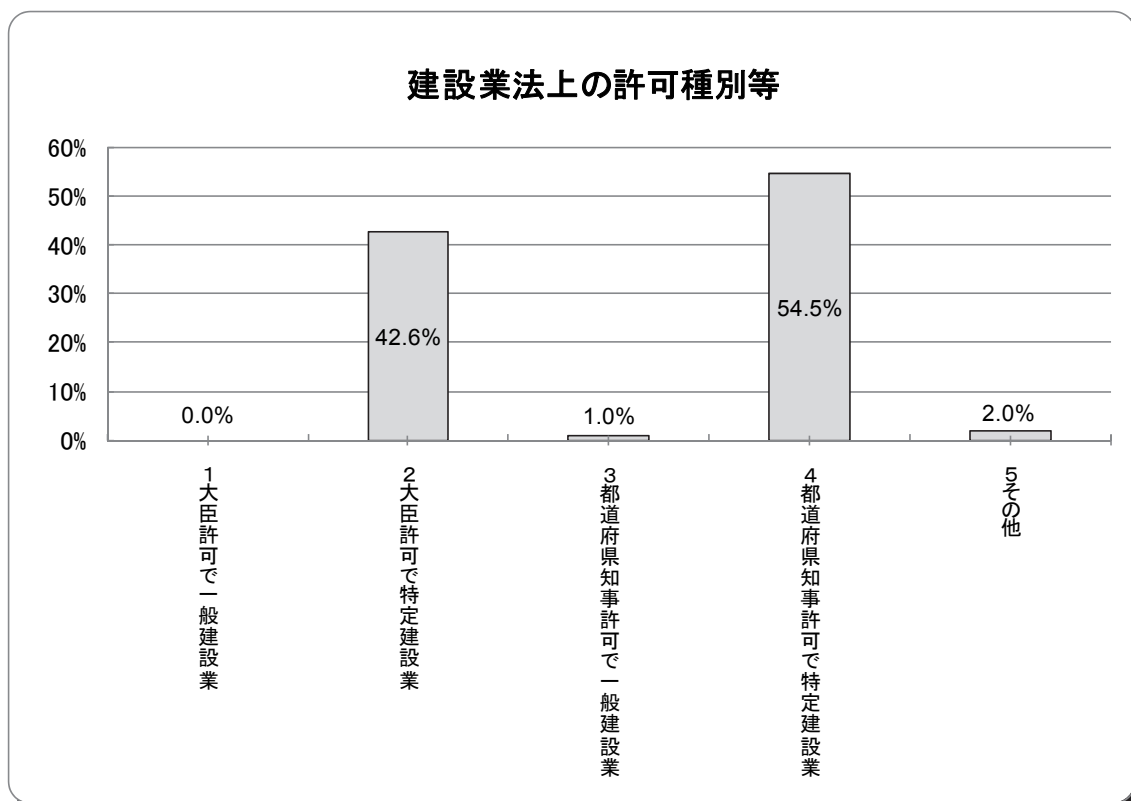
問6. 今後、社会資本の維持管理に関する技術研修会、講習会等への参加について

- ・「積極的に参加する」が86.7%と圧倒的に多く、「どちらとも言えない」が13.3%となっており、「参加しない」の回答はなかった。

## 資料: アンケート調査結果(集計)

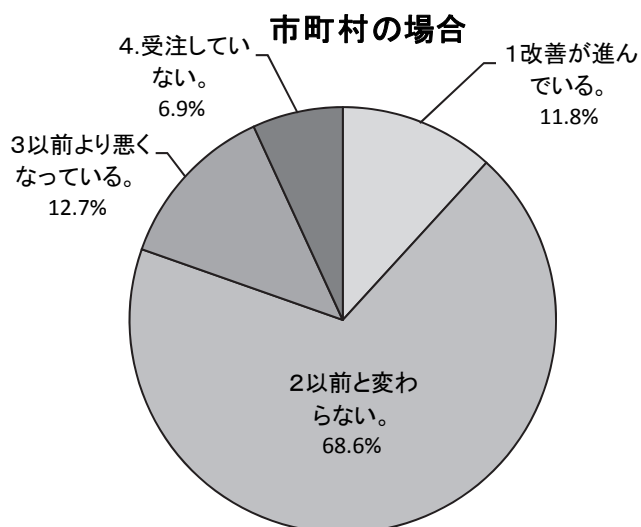
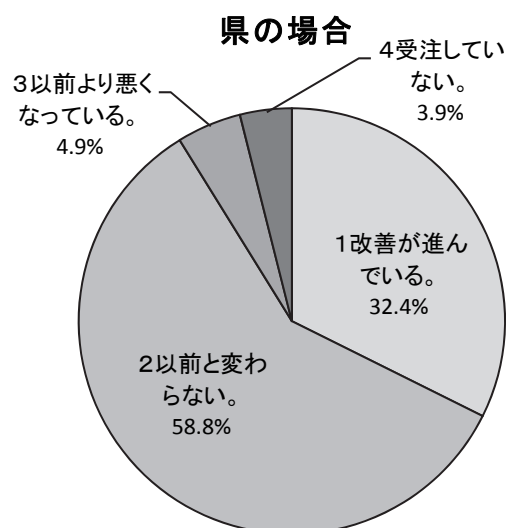
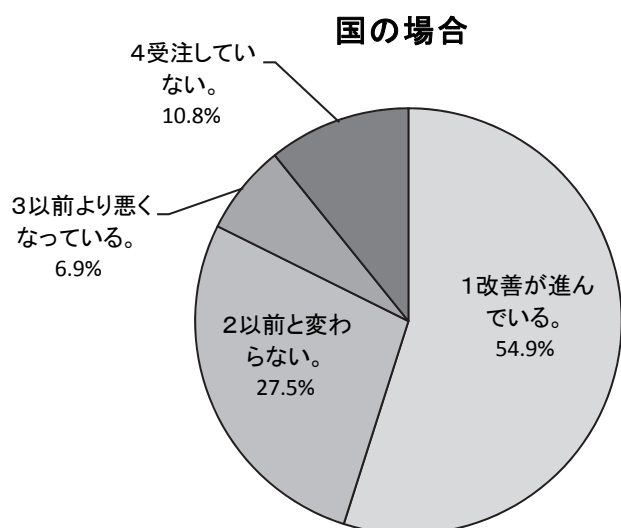
### 問2. 建設業法上の許可種別等について

建設業法上の許可種別等	回答数	
1. 大臣許可で一般建設業	0	0.0%
2. 大臣許可で特定建設業	43	42.6%
3. 都道府県知事許可で一般建設業	1	1.0%
4. 都道府県知事許可で特定建設業	55	54.5%
5. その他	2	2.0%
合 計	101	100.0%



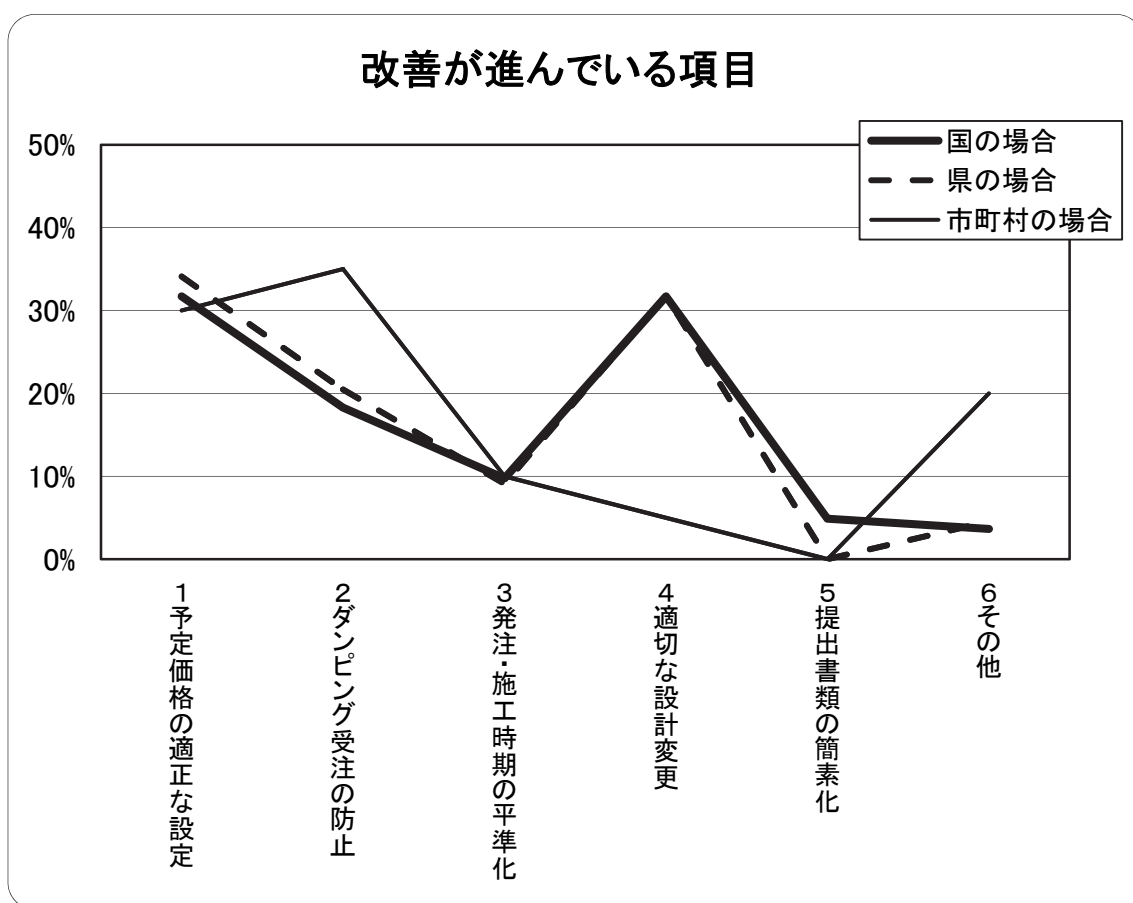
### 問3. 発注機関ごとのその取り組みに対する評価について

取り組みに対する評価	国の場合		県の場合		市町村の場合	
1. 改善が進んでいる。	56	54.9%	33	32.4%	12	11.8%
2. 以前と変わらない。	28	27.5%	60	58.8%	70	68.6%
3. 以前より悪くなっている。	7	6.9%	5	4.9%	13	12.7%
4. 受注していない。	11	10.8%	4	3.9%	7	6.9%
合 計	102	100.0%	102	100.0%	102	100.0%



問3-1. 改善が進んでいる項目(発注機関ごとに2つまで選択)

項目	国の場合		県の場合		市町村の場合	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1. 予定価格の適正な設定	26	31.7%	15	34.1%	6	30.0%
2. ダンピング受注の防止	15	18.3%	9	20.5%	7	35.0%
3. 発注・施工時期の平準化	8	9.8%	4	9.1%	2	10.0%
4. 適切な設計変更	26	31.7%	14	31.8%	1	5.0%
5. 提出書類の簡素化	4	4.9%	0	0.0%	0	0.0%
6. その他	3	3.7%	2	4.5%	4	20.0%
合計	82	100.0%	44	100.0%	20	100.0%





### 問3-1. 具体的に改善された内容(国の場合)

円滑化会議や、ワンディレスポンスで、設計変更がスムーズになった。
設計変更、施工歩掛見積徴収等で、現場に即した対応が増えてきています。しかし予算ありきで、設定額を超える場合、対応が悪くなる事がある。
特殊な積算の場合見積での変更。
1. 新規工種等が出た時は、落札率に関係なく100%の工事契約になったこと。又、特殊性の少量工事は、歩掛があっても実状と合わない時でも見積もり対応をしてくれるようになり良くなったと思います。
「2」と「4」 2…低入札調査基準価格の引き下げ。 4…見積活用方式の採用。
1. 見積り条件が細部に渡って提示されるようになった。 4. 本工事を施工するにあたり、必要とされる仮設費・準備費などが変更対象となることが増えた。
労務単価の改正、間接工事費実績変更方式の試行等。
点在型積算や交通整理員の積算方法の変更。
低水護岸工事の水替え費について、当初設計では土工事に於いては作業時排水となっていたが、設計変更で実情に合わせ常時排水に変更。また、水替えポンプ台数も排水量を現場で測定し立会いの上、実態に沿って設計変更して貰えた。
受注者側が提出する変更数量(増額)も以前に比べ満額ではないが近い金額を見てもらえるようになった。また、変更金額の開きがあった場合、その差を近づける努力をしてもらえる。
情報共有化システムへの取り組み。
工事を行った数量等について適切に変更してくれる。
最低制限価格の引き上げ及びそれを下回った者は失格とする事の実施。
1. 見積徴収による採用と特殊単価歩掛りの公表などによる適正な価格設定が行われている。 4. 現場条件に合った設計変更と歩掛り調査による実勢価格を採用した変更金額の設定が行われた。
事前に協議を行えば以前よりは変更に応じてもらえるようになったが、変更資料・図面の作成等は受注者負担の場合が多い、又指定仮設・任意仮設については各事務所により見解が異なる。
見積もり価格の公表。
提出書類の簡素化について、提出書類の削減等や書類作成量については若干の改善があると思います。

- ※注釈 1…予定価格の適正な設定  
2…ダンピング受注の防止  
3…発注・施工時期の平準化  
4…適切な設計変更  
5…提出書類の簡素化  
6…その他

<p>2. では、ダンピング受注の防止「施工体制確認型総合評価落札方式」で実質的に低入札落札を排除している。</p> <p>4. では、適切な設計変更、設計変更ガイドラインにより概ね適切に行われている。一部発注者では「施工体制確認型」の様な更なるダンピング防止対策が望まれる。</p>
<p>債務負担行為やゼロ債の活用などで施工時期の平準化の取組が行われてきている。</p>
<p>一部一時中止に関しては、今まで費用を見てもらったことがなかったが、計上してもらえるようになった。</p>
<p>地域維持型建設共同企業体として2年契約していますので、年度末の3月から4月にかけての施工も実施しています。</p>
<p>予定価格の設定において、工種によって見積(歩掛)提出依頼があり、それを反映している。</p>
<p>労務単価の改訂や最低落札価格の引き上げ等が段階的に実施され反映されている。</p>
<p>交通誘導員の費用について、直接工事費に計上されたことで、適正な労務費となり、適正な設計となった。また、一般管理費についても、最低制限価格の算出時に10%引き上げとなった。</p>
<p>落札価格の調査基準価格が少しずつ改善されている。</p>
<p>現場管理費及び一般管理費の比率アップ及び最低制限価格のラインアップ。</p>
<p>最低制限価格設定、一般管理費見直し等適切になりました。又、交通整理人の区分等が直接工事費となり、若干実情と差異はあるがかなり修正された。又、施工においては、三者会議等以前よりスムーズな変更がなされるようになった。</p>
<p>調査基準価格の引き上げ。 感覚的ではあるが、以前と比較して変更計上がより現場の実態に即した形で行われるようになった。</p>
<p>1. 交通誘導員が共通仮設費から直接工事費に変わった。 3. 傾向的には1、2四半期が多い様ですが以前より改善されたと思います。</p>
<p>工事一時中止の指示が速やかになり、工期変更が適切に行われるようになった。</p>
<p>予定価格が適正まではいかないが以前よりは良くなった。</p>
<p>4. 設計変更も適切に行われています。</p>
<p>受注時に複数年度にわたる維持工事に係る請負代金に関する特例措置として請負代金の変更があった。</p>
<p>労務単価の見直し、積算基準の見直しにより適正な予定価格が設定されている。 従来より、年度当初の発注が増加しており、年度後半に偏らないように配慮されている。</p>
<p>低入札における失格の基準が設定されている。</p>

※注釈 1・・・予定価格の適正な設定  
2・・・ダンピング受注の防止  
3・・・発注・施工時期の平準化  
4・・・適切な設計変更  
5・・・提出書類の簡素化  
6・・・その他

### 問3-1. 具体的に改善された内容(県の場合)

〇〇の場合は予定価格、設計変更、発注時期全てにおいて対応が良い。但し、△△の場合は未改善です。
工事発注を平均化している。
2・・・低入札調査基準価格の引き下げ。
設計変更増は以前と比較すると対応して貰えるようになったが、変更に時間が掛かりすぎて工事に取り掛かれない場合が多々ある。その際、工事一時中止はして頂けない。この点は以前から改善されていない。
□□県版の設計変更ガイドラインが策定された。(土木・建築)
積算時における見積採用は、3社の平均に近い見積を採用し積算されている。
交通整理員の積算方法の変更。
歩掛かりが合わない数量が少ない工種や施工条件が悪い工種など変更対象としてくれた。
最低制限価格の引き上げ及びそれを下回った者は失格とする事の実施。
国の場合と同じ。
見積もりによる単価設定の方法。
2については、H28年度より「価格据置型総合評価落札方式」が実施され、低入札による落札を排除している。3については、早期発注、予算の繰越活用により平準化されつつある。
国土交通省の基準に合わせ、労務単価、最低落札価格の引き上げが実施されている。
労務費の引き上げ。
現場管理費及び一般管理費の比率アップ及び最低制限価格のラインアップ
企業の存続を考慮していただき、調査基準価格の一般管理費の最低制限率は国と比較しても高く設定されている。
具体的には、まだまだ道中半としても、検討されている姿を感じる。
見積りで予定価格を設定する場合に実勢価格に近付いている。設計変更が通りやすくなった。
1. 交通誘導員が共通仮設費から直接工事費に変わった。 3. 傾向的には1. 2四半期が多い様ですが以前より改善されたと思います。
受注者からの協議等について、速やかな回答が得られるようになった。
予定価格が適正まではいかないが以前よりは良くなった。
国から指導を受けて、改善する方向である。
入札前の数量内訳書・金抜き設計書などの事前公表や、設計積算内訳書の事後公表などが改善され、これにより積算の透明性と契約数量が明確化され、設計変更の際、変更協議が円滑に行われるようになった。
一部の自治体で、入札制度見直しによりダンピング受注防止対策がとられている。

- ※注釈 1・・・予定価格の適正な設定  
 2・・・ダンピング受注の防止  
 3・・・発注・施工時期の平準化  
 4・・・適切な設計変更  
 5・・・提出書類の簡素化  
 6・・・その他

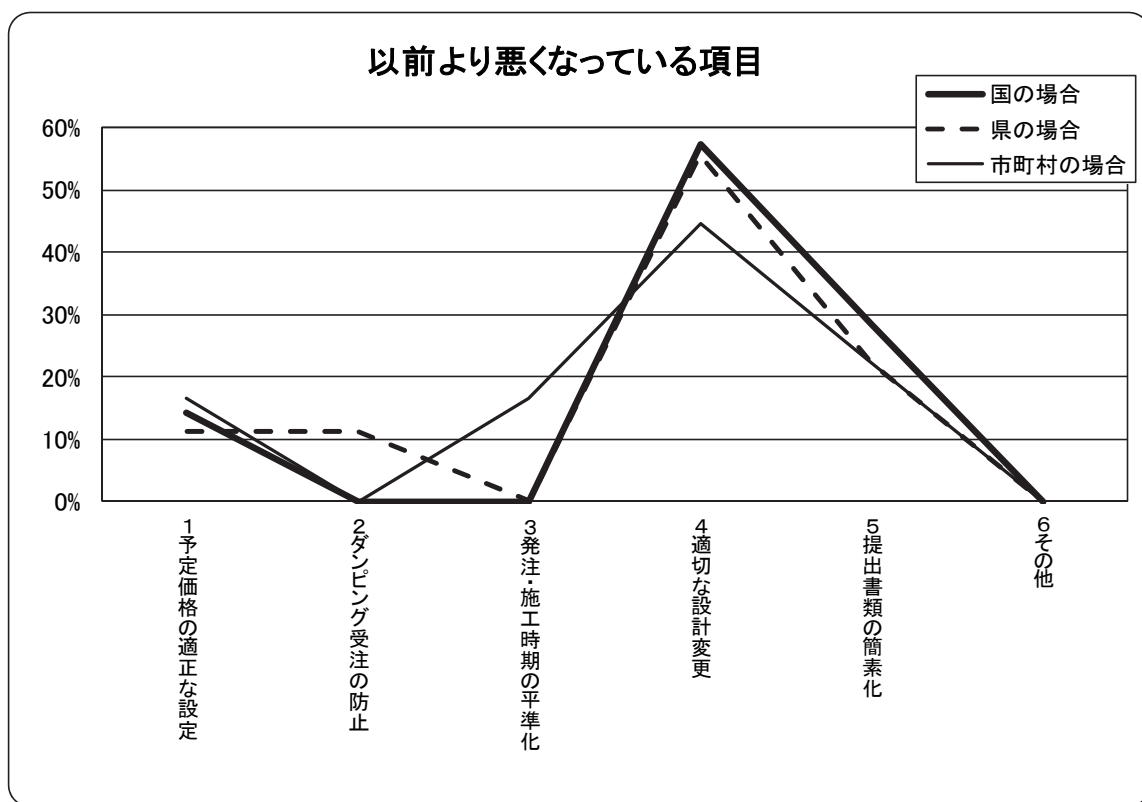
### 問3-1. 具体的に改善された内容<市町村の場合>

2・・・低入札調査基準価格の引き下げ。
設計変更増への対応は以前から改善もなく、渋い対応である。
最低価格の引き上げ等が国、府(県)の基準に追いついていない。
低入札価格調査制度の工事の対象基準額が引き上げられ、ダンピング受注を回避した受注となった。
平準化までは至らないが、市の建設業協会と発注者との間で意見交換会が開催されるようになり、事業の説明等が行われ、協会からも意見が出せるようになった。
一般競争入札については、最低制限価格の設定、JV 工事は低入札あり。
1. 交通誘導員が共通仮設費から直接工事費に変わった。 3. 傾向的には1. 2四半期が多い様ですが以前より改善されたと思います。
まだまだ、反映されていない。
国から指導を受けて、改善する方向である。
一部の自治体で、入札制度見直しによりダンピング受注防止対策がとられている。

- ※注釈 1・・・予定価格の適正な設定  
 2・・・ダンピング受注の防止  
 3・・・発注・施工時期の平準化  
 4・・・適切な設計変更  
 5・・・提出書類の簡素化  
 6・・・その他

問3-2. 以前より悪くなっている項目(発注機関ごとに2つまで選択)

項目	国の場合		県の場合		市町村の場合	
	数	割合	数	割合	数	割合
1. 予定価格の適正な設定	1	14.3%	1	11.1%	3	16.7%
2. ダンピング受注の防止	0	0.0%	1	11.1%	0	0.0%
3. 発注・施工時期の平準化	0	0.0%	0	0.0%	3	16.7%
4. 適切な設計変更	4	57.1%	5	55.6%	8	44.4%
5. 提出書類の簡素化	2	28.6%	2	22.2%	4	22.2%
6. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	7	100.0%	9	100.0%	18	100.0%



### 問3-2. 具体的に悪くなった内容<国の場合>

4. 当初発注の工種と、精査変更の工種が増減により違いすぎる。
4. 6. コンサル成果を貸与が照査範囲を超える内容が多い。
設計変更に伴う、測量、図面製作、打合せ書類等の製作に多額の費用・決定までの期間が掛かる。
・仮設工の設計変更を認めてもらえない場合が多い。 ・提出書類作成に時間と労力がかかり負担が大きい。
・工事を始めるまでに2か月以上の準備がかかる ・書類の量が増えている。完成検査を紙で行っている
入札参加の為の書類、資料の煩雑化。
橋脚巻立コンクリートにおいて、型枠組立に係るセパ設置(アンカー式)の費用が無い。脚、橋梁施工前の調査費用、設計費用に金額がかかりすぎる。

### 問3-2. 具体的に悪くなった内容<県の場合>

〇〇の場合は依然と変わらず、現場条件による設計変更等は殆ど応じてくれません。当然各社利益率も低いのが現状です。
4. 現地精査し工法変更等を協議しても、承諾案件にされ増額されない。
6. 支障物等協議が進まず工事中止を安易に掛け工期を伸ばされる。
1. 具体的な条件明示が少ない中で、事後公表の件数が多くなった。 4. 着手前に協議しなかったものや、書面上の記録がない案件の設計変更は認めないという傾向が強くなった。確かに受注者側の書類の遅れ・不備も多いが発注における図面の不備、現場と合わない設計もあり、一概に受注者の照査ミスとは言えないのではないか。
仮設工の設計変更が認めてもらえない場合が多い。提出書類に時間と労力がかかり負担が大きい。
現場条件が違ったにもかかわらず構造計算の実施や費用を計上しなかった。
設計根拠までの見直し等、請負者の業務範囲を超えていると思われることがあります。
現場条件を考慮しない、積算、工法等。

- ※注釈 1・・・予定価格の適正な設定  
2・・・ダンピング受注の防止  
3・・・発注・施工時期の平準化  
4・・・適切な設計変更  
5・・・提出書類の簡素化  
6・・・その他

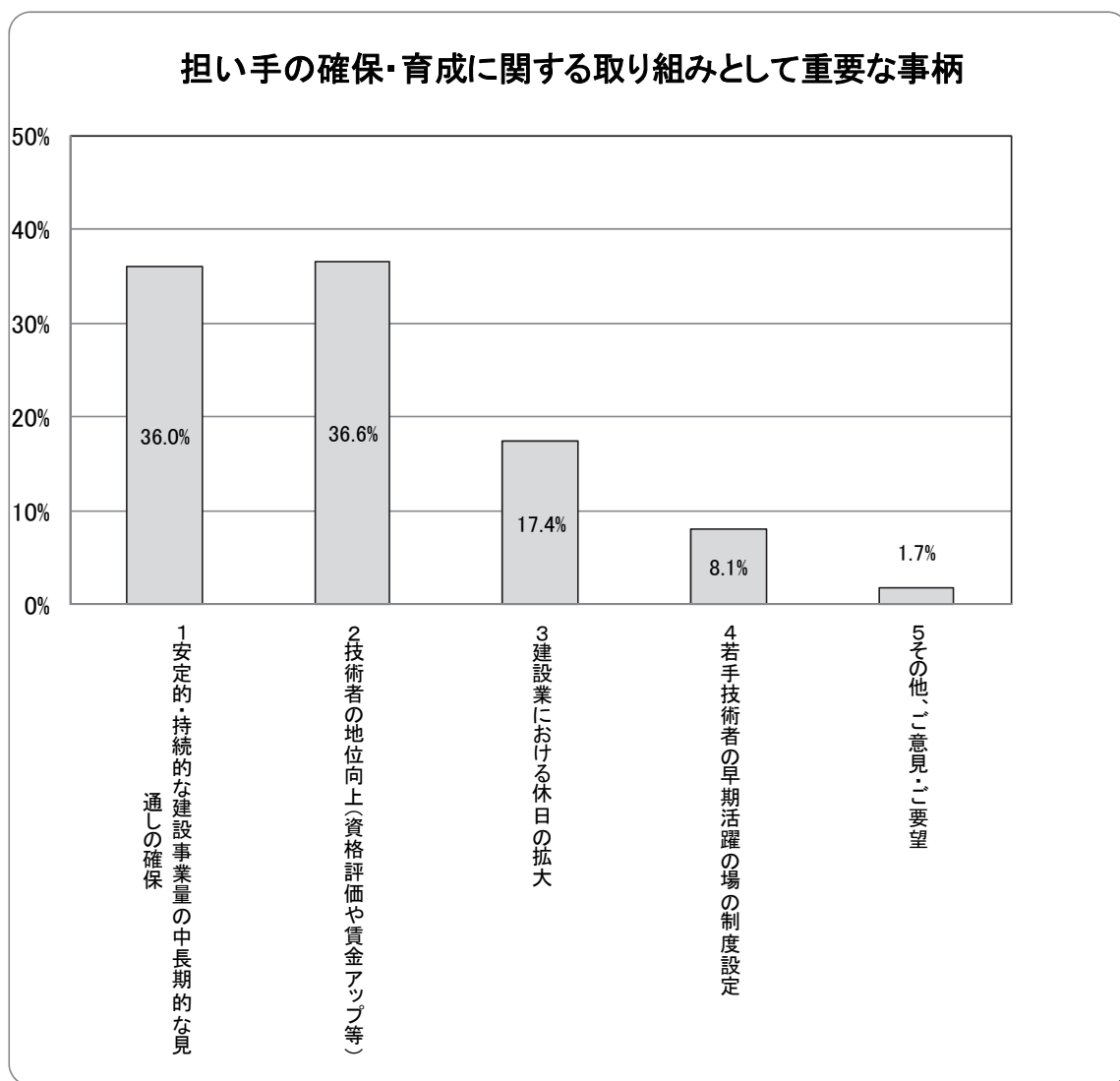
### 問3-2. 具体的に悪くなった内容〈市町村の場合〉

歩掛りが無いなどの理由でサービスが多い。大都市の中での作業が歩掛と合わない。
以前と変わりませんが、単費工事に於いて予定価格の経費を一定比率で減額する市町村が多い。
市役所の場合は、4だけでなく他にも沢山問題があると思います。 とりあえず4に対してはまず殆ど工事内容に変更があっても受注金額内で納められてしまう傾向がある。
3. 6月～8月に発注が集中し、4～6月が暇になる。(冬期間工事が多くなる。) 4. 予算の範囲内で設計額が組まれ、計上漏れが多々ある。(図面の記載と設計書記載の相違、数量の過少表示が多々ある。)
工事中、書類は紙で発注者とやり取りをしているが、工事完成時、書類の納品は今までは紙のみだったが、電子データでの納品が追加され、紙の電子化が負担になっている。
仮設工の設計が現地と合致しない場合が多くあり、それに伴う設計変更を認めてもらえない場合がある。
設計根拠までの見直し等、請負者の業務範囲を超えていると思われることがあります。
提出書類については以前と比べ減っているとは思わない。発注時期、施工時期が最終的に年度末工期となっているまた、適正な工期設定でないため工期延長せざるを得ない。
予算執行の為に、適正な工期の設定がなされない

- ※注釈 1・・・予定価格の適正な設定  
 2・・・ダンピング受注の防止  
 3・・・発注・施工時期の平準化  
 4・・・適切な設計変更  
 5・・・提出書類の簡素化  
 6・・・その他

#### 問4. 担い手の確保・育成に関する取り組み(2つ選択)

担い手の確保・育成に関する取り組み	回答数	
1. 安定的・持続的な建設事業量の中長期的な見通しの確保	62	36.0%
2. 技術者の地位向上(資格評価や賃金アップ等)	63	36.6%
3. 建設業における休日の拡大	30	17.4%
4. 若手技術者の早期活躍の場の制度設定	14	8.1%
5. その他、ご意見・ご要望	3	1.7%
合 計	172	100.0%





#### 問4. ご意見・ご要望

<p>入札の受注時において、くじ引きが多く安定的な受注確保の見通しが立たない。</p>
<p>工事量の持続的安定、勤務条件の向上等職場の安定は当然ですが、建設業は発注者との甲乙関係で営まれており、設計計画は発注段階で行われるのが通常です。受注者としての独創性、設計、開発、研究等技術者として創造を掻き立てる機会が少ない事に魅力を感じない一端があります。民間建築では設計施工の現場には女性技術者も増えている。技術者が魅力を感じる発注、施工形態を考慮願いたい。</p>
<p>殆どの工事がダンピングになっているが為、福利厚生費(会社行事や旅行)が確保できなかつたり、安定したボーナスがもらえない等の事象が起きていていると思います。</p>
<p>ここ十数年来、建設業は事業量の減少で賃金の低下・社会的イメージのダウン等により、衰退産業としての観念が一般化してしまった。東日本大震災などの大きな災害により、若干その必要性が叫ばれるようになったが、現在のような一時的な事業量のアップでは変化は起きないと思う。やはりもっと中長期の安定した事業量を発信し若者が安心して将来を描ける業種として位置づけることが必要。</p>
<p>建設工事に求められる品質と安全性を確保しようとすると、人員も技術も知識も経験も凄くたくさん必要になる。それに見合う賃金体制が必要となる。</p>
<p>1. 不安定な経営状況の企業(業界)に入職する若者がいるはずがない。入職者さえいれば、技術の継承は自ずとついてくるはずである。まずは安定経営と賃金確保である。</p> <p>3. 重層契約や賃金システムなど構造的な問題と考えるが、休日確保は入職条件の一つであることは間違いない。</p>
<p>休日確保のため、適正な工期設定(工期設定の延長)をお願いしたい。また、工期設定の延長に伴い、経費率の割り増しをお願いしたい。</p>
<p>建設業は、地域産業にとって重要な産業であるにもかかわらず、現状は大都市に人、物、金が集中し地方は疲弊してゆく状況です。地方都市でも建設業が健全に営業できる環境整備をお願いしたい。</p> <p>1. 事業量見込みが不安定では、人、モノへの前向きな投資ができない。時の政権や政局に左右されない安定的な政策が必要と考えます。</p> <p>3. 若年者により休日取得、残業時期は大きな関心事であり、建設産業の構造的な改革により現状の是正が必要である。</p>
<p>・中長期的な受注量の確保及び従事者の賃金や安全衛生等の労働環境の改善(休日確保含)。</p> <p>・若手技術者に対する評価基準の設定や見直し。</p>

- ※注釈 1・・・安定的・持続的な建設事業量の中長期的な見通しの確保  
 2・・・技術者の地位向上(資格評価や賃金アップ等)  
 3・・・建設業における休日の拡大  
 4・・・若手技術者の早期活躍の場の制度設定  
 5・・・その他、ご意見・ご要望

<p>安定的・持続的な建設事業量の中長期的な見通しの確保も必要ですが、入札時の監理技術者の資格の加点において、現行のままでは加点のある技術者優先で配置しますので、技術者の偏りが出て、他の技術者がいつまでたっても育たないのが現状です。</p>
<p>政権によって「コンクリートから人へ」のような政策が行われる心配がある。厳しい労働環境を考慮すれば、賃金は抜本的にアップしてもらいたい。適正な工期の設定がなされていないことがまだまだ多く、残業、休日出勤を余儀なくしてはならない。</p>
<p>企業の育成としては、1、4が大きいですが、優秀な人材の就職率を上げるためには2、3がまず先行し、入社してもらわないと先に進めず、離職率も下がらない。</p>
<p>学生が建設系の学科を進んで専攻する環境を作る取り組みも必要だと思います。</p>
<p>学生の方々には、建設業の将来への不安があります。その不安の払拭が必要。(将来、倒産しない会社です。終身雇用が確保されます。等) 最近の学生は、仕事に没頭するというより、自分の人生をしっかりと過ごすということで、安定した給与、充実した休日を望んでいると考えます。建設業の完全週休二日制(土曜日と日曜日の休日)が必要と考えます。</p>
<p>基本的に1～4項目全ての改善が必要と考えます。</p>
<p>・当県では建設関係の高等クラスの専門学校が少なく東部地区及び西部地区に各一校で生徒数が東、西部合わせて36人程度である。 その中で建設関係に就職する人が半数弱程度である。就職先としての受け入れに競争化しているので幅広く受け入れができるように事前に教育できる場をもう少し増やしていただきたい。 現在は資格取得に5年～10年の年月を要し働き盛りの30歳前後の活躍の場が少ない。その為、30歳前後の技術者が少なく優良工事受賞者は0であり若年者が建設関係に魅力を感じていないように思う。 また、若年者の就職が少ないので技術者の補填として現職技術者の引き抜き競争がある。その為、現技術者の退職等により技術者の弱体及び衰退化がある。 ・若年者の土木施工管理の資格取得年齢を下げていただきたい。</p>
<p>当社としては、学校への積極的な広報活動や女性技術者の採用等によりある程度新卒者の確保が行っている。その中で、中長期の事業ビジョンが不安定であることが、採用計画の混乱の一因となる。安定した事業計画を提示して頂きたい。</p>

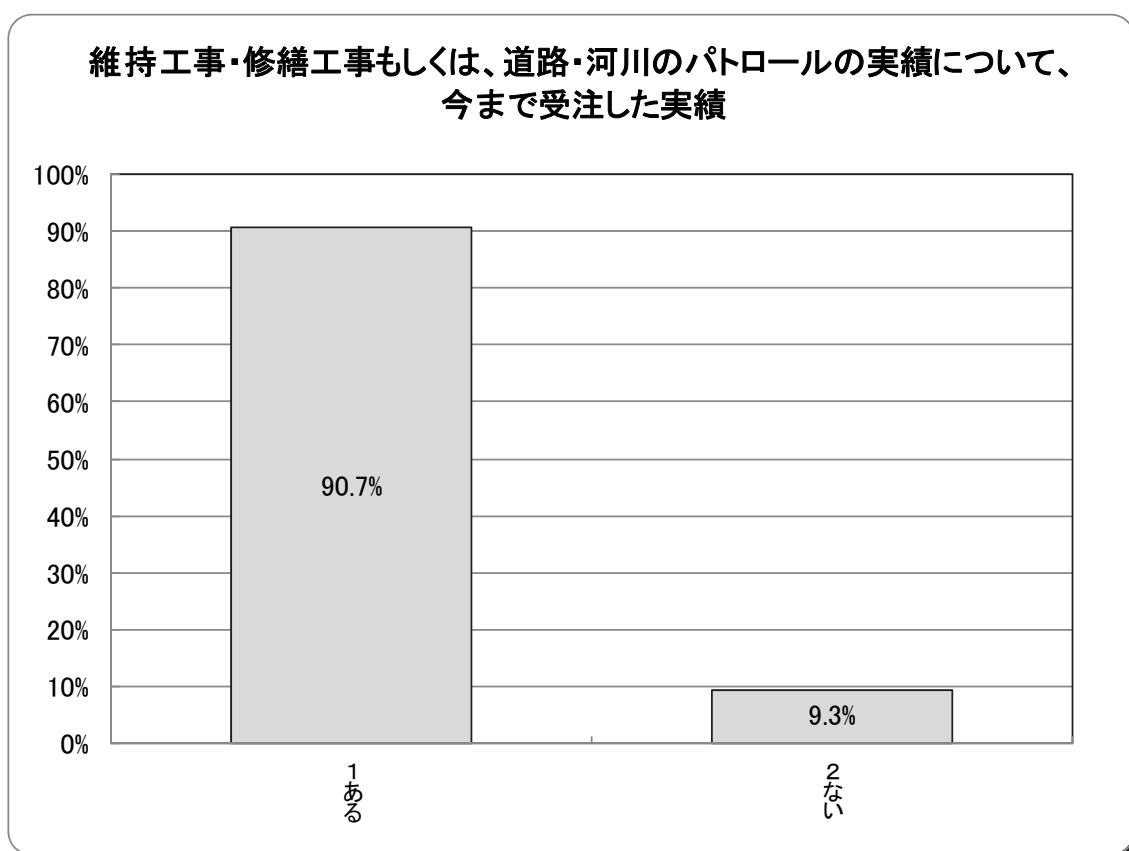
- ※注釈 1・・・安定的・持続的な建設事業量の中長期的な見通しの確保  
2・・・技術者の地位向上(資格評価や賃金アップ等)  
3・・・建設業における休日の拡大  
4・・・若手技術者の早期活躍の場の制度設定  
5・・・その他、ご意見・ご要望

1, 2, 4が重要であるが、会社が力を付ける為に適切な価格での落札が必要である。一般管理費を掛け率90%に(最低制限価格算定基準)
消費税(10%)の導入が延期になって、公共工事の予算が国・地方自治体で激減するのではないかとこの危惧がある。新規学卒者の雇用を業界が手控えるようになると今まで行ってきた施策が無駄になるのではと思う。
特に高等学校での土木課の人員が年々なり新入生も減少しています。需要・供給のバランスを考慮してほしい。
建設業界が安定した業界で、休日も他の業界をかわらない状況やイメージを作る必要がある
賃金や退職金が少なく生活設計がたたず将来に希望がもてないことから、建設業界に対し魅力を感じないのではないかとと思われる。
3. 建設業における休日の拡大。
受注の確保が現入札制度の導入により格差がつき、受注しても最低制限価格の設定により利益確保等が厳しく、新規採用へ取組めていない。
他業種と比べて休日の確保が難しい。(請負業の為)
新卒者の技術向上を教えた専門的に教育する学校を創設してもらいたい。
高等学校での土木系専門学科が減少している。新卒技術者が根本的に減少している。
熊本地震復旧工事に国交省の依頼で従事したが建設業はマスコミ等を利用したアピールが足りないと思う。建設業が1番手に復興を行っていること国民に周知できれば地位も向上すると思う。建設業は他の製造業等と比較すると経営規模も小さく難しい面もありますが、賃金は低く休日も週休2日の少ない状況では今のゆとり世代で育った若者はなかなか建設業には来ないと思います。週休2日を行うには、ゆとりのある工期の設定や労務単価の引き上げが前提となるかと思います。
県において若手育成のための入札制度改革が実施されているが、技術者の地位向上・休日確保等、本当の意味での(自然と若者が土木技術者になりたいと思うように)改革を実施しないと、若手のこの業界への取り込みは難しいと思います。
アンケート項目すべて重要な事項と考えます。

- ※注釈 1・・・安定的・持続的な建設事業量の中長期的な見通しの確保  
2・・・技術者の地位向上(資格評価や賃金アップ等)  
3・・・建設業における休日の拡大  
4・・・若手技術者の早期活躍の場の制度設定  
5・・・その他、ご意見・ご要望

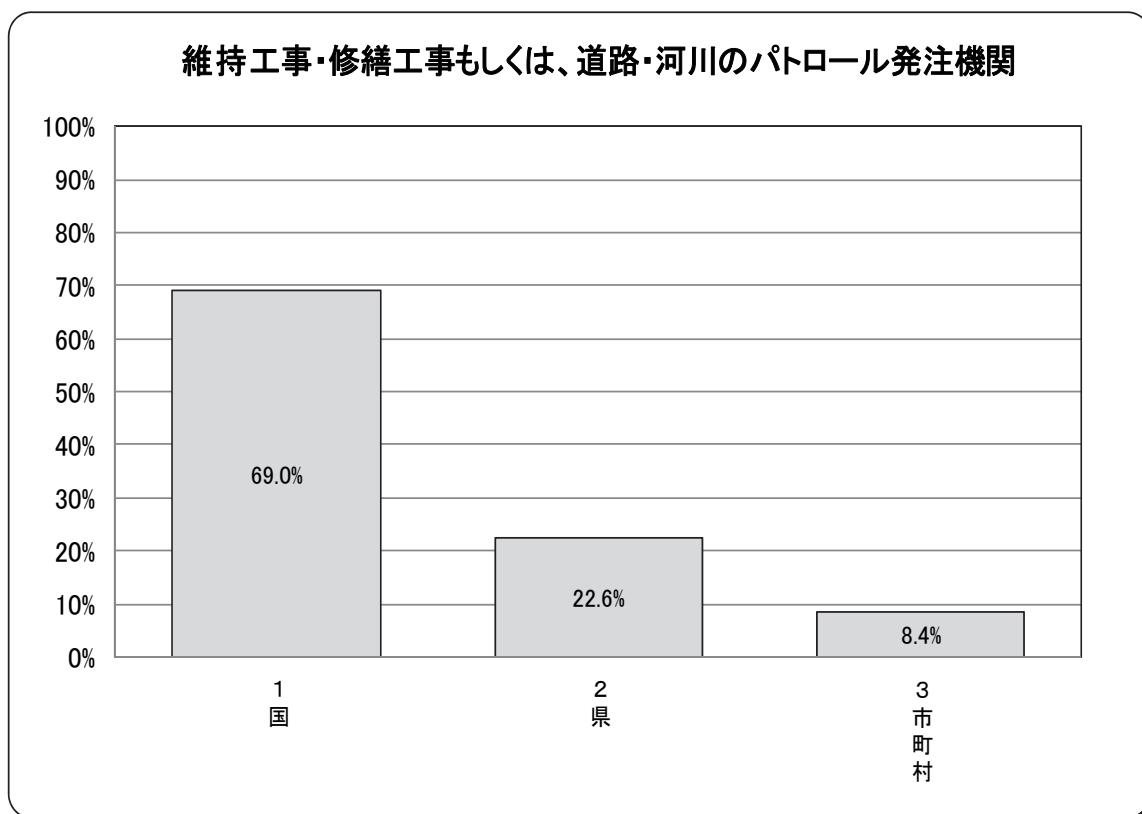
問5. 維持工事・修繕工事等の受注実績について

受注実績	回答数	
1. ある	88	90.7%
2. ない	9	9.3%
合 計	97	100.0%



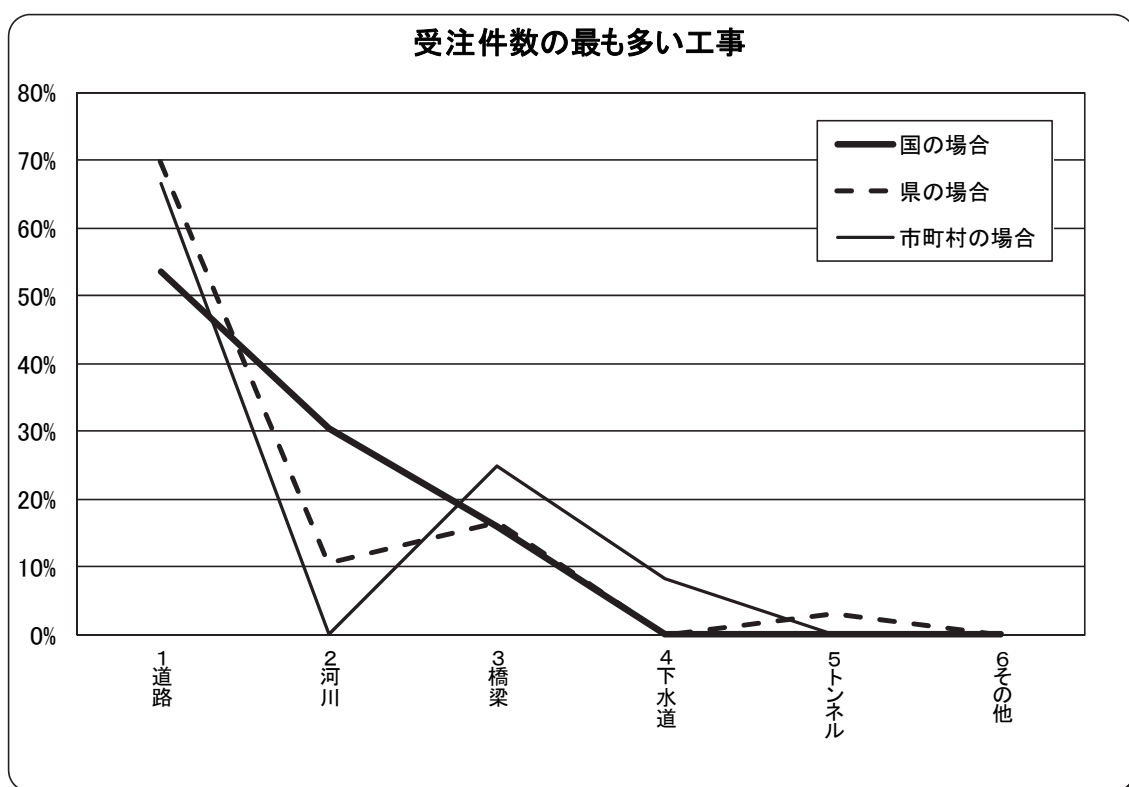
問5-1. 工事の発注機関について(複数回答可)

発注機関	回答数	
1. 国	156	69.0%
2. 県	51	22.6%
3. 市町村	19	8.4%
合 計	226	100.0%



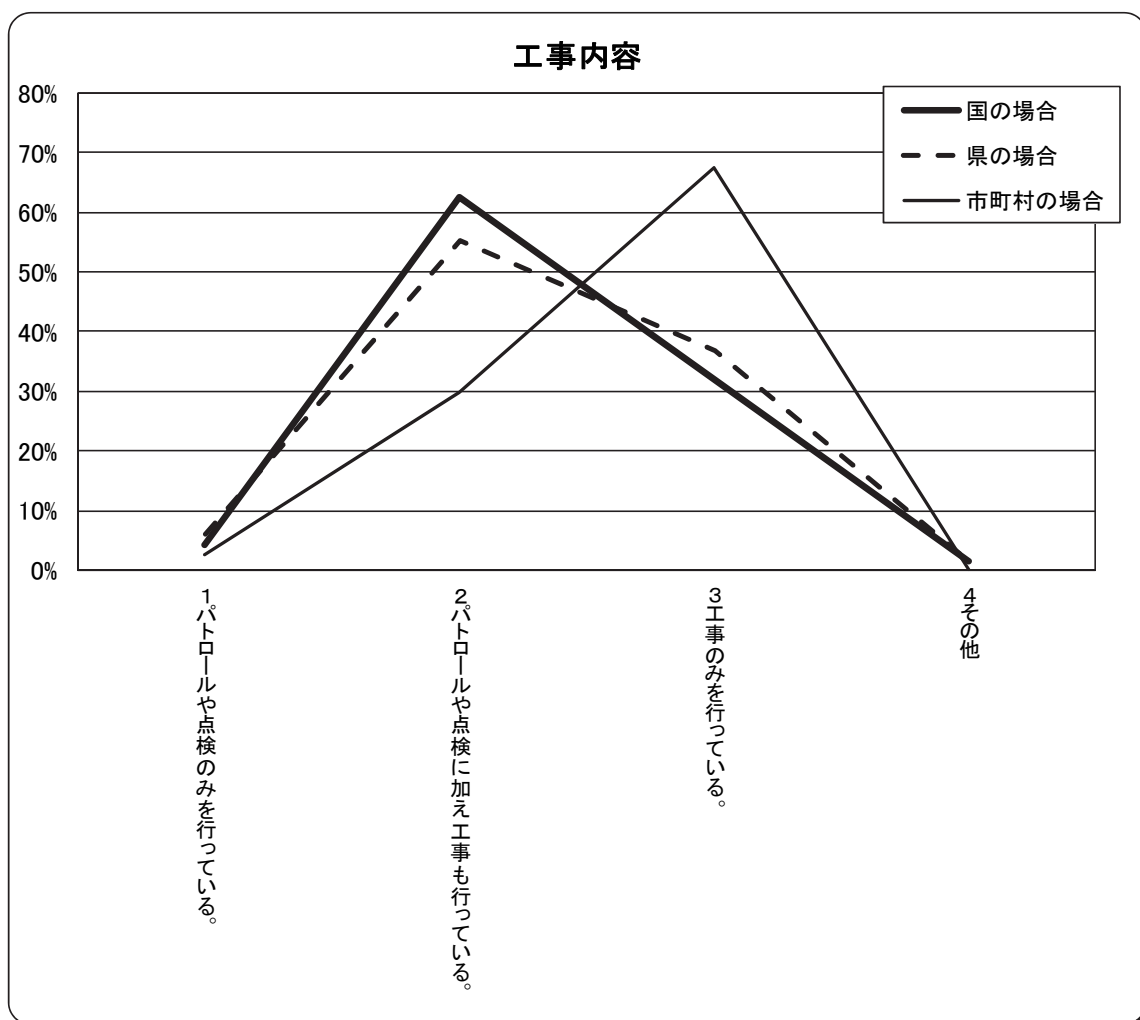
問5-2. 受注件数の最も多い工事について

工 種	国の場合		県の場合		市町村の場合	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1. 道路	37	53.6%	46	69.7%	24	66.7%
2. 河川	21	30.4%	7	10.6%	0	0.0%
3. 橋梁	11	15.9%	11	16.7%	9	25.0%
4. 下水道	0	0.0%	0	0.0%	3	8.3%
5. トンネル	0	0.0%	2	3.0%	0	0.0%
6. その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	69	100.0%	66	100.0%	36	100.0%



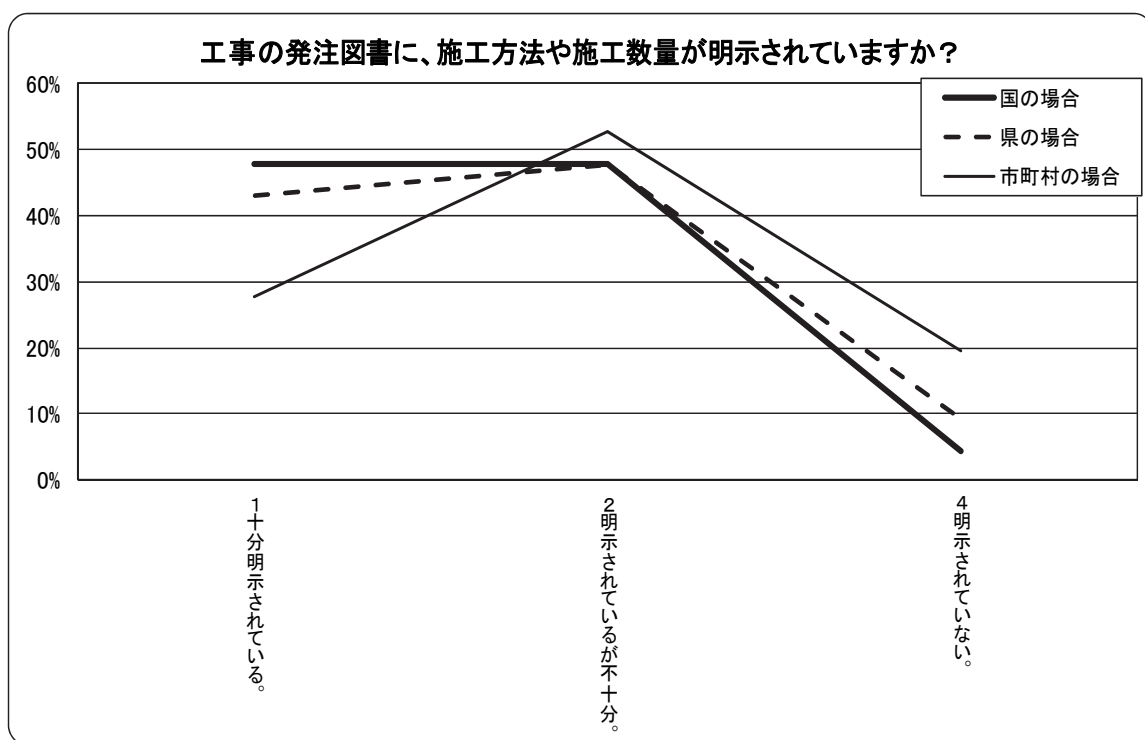
問5-3. 工事内容について

工事内容	国の場合		県の場合		市町村の場合	
	数	割合	数	割合	数	割合
1. パトロールや点検のみを行っている。	3	4.2%	4	6.2%	1	2.7%
2. パトロールや点検に加え工事も行っている。	45	62.5%	36	55.4%	11	29.7%
3. 工事のみを行っている。	23	31.9%	24	36.9%	25	67.6%
4. その他	1	1.4%	1	1.5%	0	0.0%
合 計	72	100.0%	65	100.0%	37	100.0%



問5-4. 施工方法や施工数量の明示について

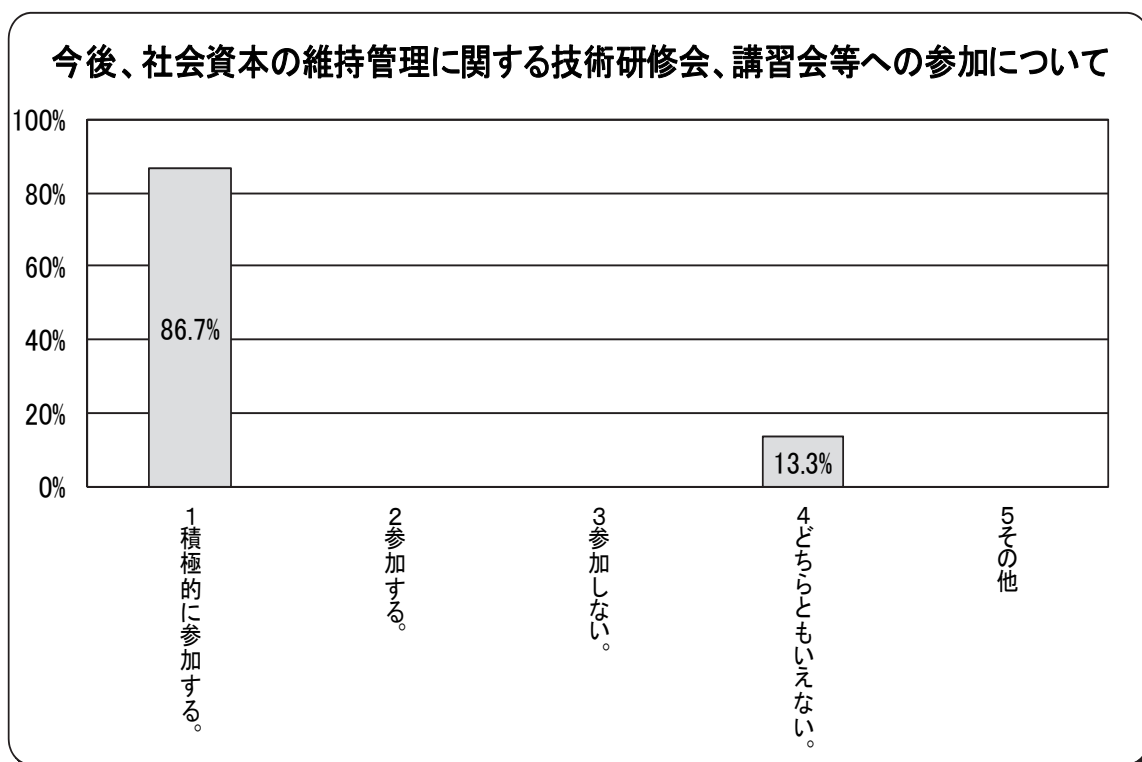
発注図書	国の場合		県の場合		市町村の場合	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1. 十分明示されている。	33	47.8%	28	43.1%	10	27.8%
2. 明示されているが不十分。	33	47.8%	31	47.7%	19	52.8%
3. 明示されていない。	3	4.3%	6	9.2%	7	19.4%
合 計	69	100.0%	65	100.0%	36	100.0%





問5-5. 技術研修会・講習会等への参加について

技術研修会・講習会等	回 答	
1. 積極的に参加する。	39	86.7%
2. 参加する。	0	0.0%
3. 参加しない。	0	0.0%
4. どちらともいえない。	6	13.3%
5. その他	0	0.0%
合 計	45	100.0%





【別添】

平成28年「担い手3法」に関するアンケート調査票

(一社)全国土木施工管理技士会連合会

【調査の目的】

「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の3法（以下、「担い手3法」という。）が2014年6月に改正され、発注者責任の明確化、工事の担い手確保、維持更新時代に対応した体制、等の実現を図ることとなっています。

そこで、この「担い手3法」改正の効果をも的確かつ継続的に調査・評価し、調査結果を以って、今後の土木施工管理技士会の活動及び国土交通省との意見交換会等への改善提言の基礎資料とします。

【記入に際してのお願い】

回答は、当該番号を▼の中から選び、内には設問に対する回答を記載して下さい。

問1. 貴社の所在地を選んで下さい。

《ご回答》  ▼

問2. 貴社の建設業法上の許可種別等について、次の中からを選んで下さい。

1. 大臣許可で一般建設業
2. 大臣許可で特定建設業
3. 都道府県知事許可で一般建設業
4. 都道府県知事許可で特定建設業
5. その他

《ご回答》  ▼

5. その他を選んだ方

問3. 担い手3法の改正の中でも特に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第7条（発注者の責務）では、適正な利潤の確保や適正な積算など規定されているが、受注した工事の発注機関ごとにその取り組みに対する評価を、次の中から選んで下さい。（発注機関ごとに1つ選択）

＜国の場合＞

1. 改善が進んでいる。
2. 以前と変わらない。
3. 以前より悪くなっている。
4. 受注していない。

《ご回答》  ▼

＜県の場合＞

1. 改善が進んでいる。
2. 以前と変わらない。
3. 以前より悪くなっている。
4. 受注していない。

《ご回答》  ▼

＜市町村の場合＞

1. 改善が進んでいる。
2. 以前と変わらない。
3. 以前より悪くなっている。
4. 受注していない。

《ご回答》  ▼

問3-1 問3で、「1. 改善が進んでいる」と回答した方にお聞きします。  
それはどのような項目で進んでいますか？  
発注機関ごとに、次の中から選んで下さい。（発注機関ごとに2つまで選択）

<国の場合>

1. 予定価格の適正な設定    2. ダumping受注の防止    3. 発注・施工時期の平準化  
4. 適切な設計変更        5. 提出書類の簡素化        6. その他

《ご回答》  ▼  ▼

[具体的に改善された内容を記入して下さい]

<県の場合>

1. 予定価格の適正な設定    2. ダumping受注の防止    3. 発注・施工時期の平準化  
4. 適切な設計変更        5. 提出書類の簡素化        6. その他

《ご回答》  ▼  ▼

[具体的に改善された内容を記入して下さい]

<市町村の場合>

1. 予定価格の適正な設定    2. ダumping受注の防止    3. 発注・施工時期の平準化  
4. 適切な設計変更        5. 提出書類の簡素化        6. その他

《ご回答》  ▼  ▼

[具体的に改善された内容を記入して下さい]

問3-2 問3で、「3. 以前より悪くなっている」と回答した方にお聞きします。  
それはどのような項目で悪くなっていますか？  
発注機関ごとに、次の中から選んで下さい。（発注機関ごとに2つまで選択）

<国の場合>

1. 予定価格の適正な設定    2. ダumping受注の防止    3. 発注・施工時期の平準化  
4. 適切な設計変更        5. 提出書類の簡素化        6. その他

《ご回答》  ▼  ▼

[具体的に悪くなった内容を記入して下さい]

<県の場合>

1. 予定価格の適正な設定    2. ダンピング受注の防止    3. 発注・施工時期の平準化  
4. 適切な設計変更        5. 提出書類の簡素化        6. その他

《ご回答》  ▼  ▼

[具体的に悪くなった内容を記入して下さい]

<市町村の場合>

1. 予定価格の適正な設定    2. ダンピング受注の防止    3. 発注・施工時期の平準化  
4. 適切な設計変更        5. 提出書類の簡素化        6. その他

《ご回答》  ▼  ▼

[具体的に悪くなった内容を記入して下さい]

**問4. 新規学卒者の建設業への入職者が減少しており、次世代への技術の継承が大きな問題となっています。そこで、担い手の確保・育成に関する取り組みとして、どんな事柄が重要と思われますか、次の中から選んで下さい。(2つ選択)**

1. 安定的・持続的な建設事業量の中長期的な見通しの確保
2. 技術者の地位向上(資格評価や賃金アップ等)
3. 建設業における休日の拡大
4. 若手技術者の早期活躍の場の制度設定  
(例えば、監理技術者を補助する技術者についても現場経験として認める等)
5. その他として、ご意見・要望等があれば、次に記載して下さい。

《ご回答》  ▼  ▼

[ご意見・ご要望]

**問5. 「担い手3法」の改正では、今後の維持管理にも注目しています。そこで維持管理について問います。**

**貴社における、維持工事・修繕工事もしくは、道路・河川のパトロールの実績について、今まで受注した実績はありますか？**

1. ある。
2. ない。

《ご回答》  ▼

問5-1 問5で、「1. ある。」と回答した方にお聞きします。その工事の発注機関は、次のうちどこですか？(複数回答 可)

1. 国
2. 県
3. 市町村

《ご回答》  ▼

問5-2 問5-1で回答した方にお聞きします。それはどのような工事ですか？  
貴社での受注件数の最も多い工事を選んで下さい。(発注機関ごとに1つ選択)

<国の場合>

1. 道路
2. 河川
3. 橋梁
4. 下水道
5. トンネル
6. その他

《ご回答》  ▼

[その他を選んだ方]

<県の場合>

1. 道路
2. 河川
3. 橋梁
4. 下水道
5. トンネル
6. その他

《ご回答》  ▼

[その他を選んだ方]

<市町村の場合>

1. 道路
2. 河川
3. 橋梁
4. 下水道
5. トンネル
6. その他

《ご回答》  ▼

[その他を選んだ方]

問5-3 問5-2で回答された工事内容について次の中から選んで下さい  
(発注機関ごとに1つ選択)

<国の場合>

1. パトロールや点検のみを行っている。
2. パトロールや点検に加え工事も行っている。
3. 工事のみを行っている。
4. その他(実施内容があれば記載して下さい。)

《ご回答》  ▼

[その他を選んだ方]

<県の場合>

1. パトロールや点検のみを行っている。
2. パトロールや点検に加え工事も行っている。
3. 工事のみを行っている。
4. その他(実施内容があれば記載して下さい。)

《ご回答》  ▼

[その他を選んだ方]

<市町村の場合>

1. パトロールや点検のみを行っている。
2. パトロールや点検に加え工事も行っている。
3. 工事のみを行っている。
4. その他(実施内容があれば記載して下さい。)

《ご回答》  ▼

[その他を選んだ方]

問5-4 問5-3で回答した方にお聞きします。その工事の発注図書に、施工方法や施工数量が明示されていますか？ 次の中から選んで下さい。  
(発注機関ごとに1つ選択)

<国の場合>

1. 十分明示されている。
2. 明示されているが不十分。
3. 明示されていない。

《ご回答》  ▼

[その工事の具体的な内容について、記入して下さい。]

<県の場合>

1. 十分明示されている。
2. 明示されているが不十分。
3. 明示されていない。

《ご回答》  ▼

[その工事の具体的な内容について、記入して下さい。]

<市町村の場合>

1. 十分明示されている。
2. 明示されているが不十分。
3. 明示されていない。

《ご回答》  ▼

[その工事の具体的な内容について、記入して下さい。]

問5-5. 今後、社会資本の維持管理に関する技術研修会、講習会等への参加について、次の中から選んで下さい。(1つ選択)

1. 積極的に参加する。
2. 参加する。
3. 参加しない。
4. どちらともいえない。
5. その他(ご意見・要望等があれば、記載して下さい。)

《ご回答》  ▼

その他を選んだ方

--

以上      ご協力いただき誠にありがとうございました。